



熊本市こども医療費及び ひとり親家庭等医療費助成

令和6年12月～運用変更マニュアル



熊本市こども支援課

1 こども医療費・ひとり親家庭等医療費助成運用変更について

熊本市では、こども医療費およびひとり親家庭等医療費助成の取り扱い方法を次のように変更いたします。

(1) 熊本市医療費助成の請求方法変更について

これまで、熊本市が指定する紙の請求書でこども医療費およびひとり親家庭等医療費（以下、「福祉医療費」という。）の請求をいただいておりますが、医療機関事務の軽減、受給者の利便性向上を目的に「併用レセプト方式」による請求方法へ変更いたします。

下表のとおり、医療機関等は、受給者から提示された「受給資格者証」に記載の「公費負担者番号」および「受給者番号」をレセプトに併記し、各保険種別に応じた審査支払機関へ提出することにより、本市医療費助成成分もあわせて請求することが可能となります。

<運用時期：令和6年12月診療分から>

医療費助成制度	内容	公費負担者番号
こども医療費	医科・保険薬局・訪問看護	80430010
	歯科	81430019
ひとり親家庭等医療費	全て	83430017

なお、月遅れや過誤により令和6年12月診療分以前の医療費を請求する場合は、従来どおりの紙の請求書で請求をお願いいたします。

(2) 請求方法について

適正な医療費助成額の算定を行うため、下表のとおり、併用レセプト使用可否が保険種別によって分かります。

保険種別	医療費 ／ひと月	他の公費 (※)	請求方法	
			R6. 11 月 診療分まで	R6. 12 月 診療分から
国民健康保険 (国保組合含む)	21,000 円未満	無	現物給付 (紙請求書)	現物給付 (併用レセプト)
		有	償還	償還
	21,000 円以上	－		
社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	21,000 円未満	無	現物給付 (紙請求書)	現物給付 (併用レセプト)
		有	償還	
	21,000 円以上	－		

(※) 他の公費＝自立支援医療（育成・更生・精神の総称）、小児慢性特定疾病等

(－) 公費の有無を問いません。

(3) 他の公費との併用について

これまで、医療機関等の窓口では、(※) 他の公費と本市医療費助成は併用して使用できませんでしたが、(2) 表のとおり、受診者の保険種別が社会保険の場合のみ、併用が可能となります。(熊本市国民健康保険の場合は、これまでと変わらず、一部負担金を徴収し、その領収書を発行してください。)

(4) ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者番号変更について

これまで受給者番号は9桁でしたが、併用レセプト請求に対応するため、ひとり親家庭等医療費助成の受給者番号の変更を下記のとおり予定しております。

- ・ 変更内容 受給者番号を9桁から **7桁**へ変更します。
- ・ 適用時期 **令和6年12月**診療分から
- ・ 発送時期 新番号を記載した新受給者証を **令和6年11月**に発送。

(5) こども医療費の公費負担者番号シールの発送について

併用レセプト請求の開始に伴い、各ご家庭に、ひまわりカードに貼付いただくシールを発送いたします。

- ・ 発送物 公費負担者番号シール (本マニュアル P4 参照)
- ・ 適用時期 **令和6年12月**診療分から
- ・ 発送時期 公費負担者番号を印字したシールを **令和6年10月**に発送。

(6) 訪問看護ステーションの取扱いについて

これまで訪問看護ステーション利用に係る本人負担分は現物給付の対象外(償還払いでの対応)でしたが、併用レセプト請求の開始により、現物給付の対象となります。各審査支払機関へ公費併用レセプトをご提出ください。

2 現物給付(併用レセプト)の対象とならないものについて

以下に該当する場合は、現物給付の取扱いとなりません。通常の保険診療等の取扱いとして、一部負担金を患者本人へ請求してください。患者本人が払い戻しの手続きを行う償還払いとなります。また、併用レセプト方式で請求を行った場合は返戻となりますので、ご留意願います。

- ・ 鍼灸、あんまマッサージ代
- ・ 受給資格者証の提示無しや有効期限切れの場合
- ・ 熊本県外の医療機関等での受診の場合
- ・ 健康保険が適用されない場合
- ・ 日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度を適用する場合
- ・ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
- ・ 保険適用の治療用装具を作成した場合
- ・ (国民健康保険の場合) 他の公費(特定疾病、自立支援医療等)併用の場合
- ・ 本マニュアル P1 の1 (2) 表中、「償還」となっている場合

3 医療保険及び公費負担医療費制度等の優先順位

保険種別が社会保険の場合、他の公費負担医療（特定疾病、自立支援医療等）の受給資格をお持ちの方については、こども医療費およびひとり親家庭等医療費助成よりも他の公費負担医療を優先して使用することとなります。（支払基金の計算事例 No. 6 参照）

第1位 医療保険（高額療養費を含む）

第2位 公費負担医療（国）

第3位 公費負担医療（市単独：こども医療、ひとり親家庭等医療費助成）

上記第2位の公費負担医療（国）適用後、さらに自己負担額が発生する場合において、受診者が、福祉医療費助成制度の対象者である場合には、当該自己負担額について、福祉医療費の助成対象となります。

※ 保険種別が熊本市国民健康保険の場合は、他の公費と医療費助成分の併用は出来ません。これまでと変わらず、一部負担金を徴収し、その領収書を発行してください。患者本人が払い戻しの手続きを行う償還払いとなります。

4 社会保険の高額療養費の取り扱いについて

社会保険に加入する受給者の高額療養費は、限度額適用認定証等を確認いただき、その所得区分に応じた金額で算定ください。限度額適用認定証等を持参されなかった場合は、70歳未満の受給者は、所得区分「ウ：標準報酬月額 28 万円～50 万円」、70歳以上 75歳未満の受給者は「一般所得者」の所得区分で算定ください。

※ ひとり親家庭等医療費助成（3分の1自己負担）の受給者において、限度額適用認定証等を提示されない場合、窓口負担額が増える可能性があります。高額療養費算定が予想される場合は、予め、限度額適用認定証等の申請を行うよう患者本人へご案内いただき、必ず、限度額適用認定証等をご確認いただきますようご協力をお願いします。

5 過誤の取り扱いについて

各審査支払機関へ併用レセプト方式で請求した現物給付の過誤については、各審査支払機関へレセプト取り下げ依頼にてご対応ください。

熊本市に現行の紙様式で請求した現物給付の過誤については、熊本市こども支援課へご連絡ください。

6 受給資格者証について

(1) こども医療費

※医療機関の方へ 隣面の有効期間を必ず確認してください

熊本市こども医療費受給資格者証

ひまわりカード

公費負担者番号（歯科以外）
8 0 4 3 0 0 1 0

公費負担者番号（歯科）
8 1 4 3 0 0 1 9

記 号 番 号

こども	氏 名	青田み箇所に シールを貼付する。
	生年月日	
受給資格者	氏 名	
	生年月日	
発行機関名 及 び 印		
交付年月日		

- ・公費番号印字シールを受給者へ R6 年 10 月に発送します。
- ・証書上部にシールを貼付し使用いただきます（左図参照）
- ・証書本体は新たに発送いたしません。
- ・シールの貼付が無くても証書自体は使用できます。
- ・「記号番号」に変更はありません。
- ・記号番号の数字7桁を併用レセプトに記載してください。

(2) ひとり親家庭等医療費

熊本市ひとり親家庭等医療費
受給資格者証

1
3
自己負担

公費負担者番号 8 3 4 3 0 0 1 7

受給資格者	住 所	熊本市中央区手取本町1番1号
	氏 名	
発行 及機 関 印名	熊本市長 市長印	
交付年月日		

番 号	助成対象者氏名	受給者番号
生 年 月 日	性 別	有 効 期 間
1	熊本 花子	1234567
		令和06年12月～令和07年09月
2	熊本 太郎	1234568
		令和06年12月～令和07年09月

これまで9桁だったが、
7桁へ新規附番

- ・公費負担者番号入りの新証書を受給者へ R6 年 11 月に発送。
- ・新証書は受給者番号が9桁から7桁へ新規附番されます。
 - ※ 受給中の方は全員、番号が変更となります。
 - ※ R6 年 12 月診療分からは新証書（受給者番号 7 桁）のみお使いいただけます。
 - ※ 旧証書（受給者番号 9 桁）は R6 年 12 月以降、使用できません。
- ・R6 年 11 月までの証書はクリーム色、R6 年 12 月以降の証書は桃色となります。

7 レセプト作成にあたっての留意点について

- (1) 同じ診療月で、紙請求と併用レセプト請求の同時請求は不可です。
- (2) レセプトに記載する受給者番号は、**7桁の数字を記載**してください。
- (3) 医療保険（7割または8割部分）と本市の福祉医療費の併用レセプトで請求します。
請求先は、社会保険の場合、社会保険診療報酬支払基金へ。国民健康保険の場合、熊本県国民健康保険団体連合会となります。
- (4) 福祉医療費助成に係る患者負担が発生しない若しくは全額無料の場合、一部負担金の記載は「0円」とし、レセプトに公費負担者番号を記載してください。（国保連の計算事例 No.1 参照）
- (5) ひとり親家庭等医療費の一部負担金の3分の1（患者自己負担額）は、小数点以下切り上げて1円単位で記入をお願いします。
- (6) 他の公費（特定疾病、自立支援医療等）と併用する場合は、他の公費を優先することから、本市の福祉医療費助成は、他の公費負担額を控除した残りの額を対象とします。（支払基金の計算事例 No.6 参照）
- (7) 国民健康保険の方は、自立支援医療等他の公費との併用はできません。これまでと同様、現物給付不可（償還払い）となります。

8 レセプトコンピューター変更内容について（レセプトシステム業者向け）

※以下の内容について、レセコン事業者との協議をお願いします。

1. 併用レセプトの導入について

熊本市「こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者（児）医療費」助成に係る請求を熊本市独自様式による紙請求書から、一部、保険請求と同様に公費併用レセプトでの請求を可とします。

- (1) 請求方法：一部公費併用レセプト（ただし、レセコンの体制が整うまで※は紙請求可）

※現時点では R6 年度中の予定

(2) 請求先

加入保険種別	請求先
国民健康保険	熊本県国民健康保険団体連合会
社会保険	社会保険診療報酬支払基金

(3) 公費負担者番号

医療費		公費負担者番号
こども	歯科以外	80 43 001 0
	歯科	81 43 001 9
ひとり親	2/3 助成	83 43 001 7
重度心身障がい者	全額無料	85 43 001 5
	2/3 助成	86 43 001 4

- (4) 受給者番号：各受給資格者証に記載されている受給者番号数字7桁を使用する。

2. 併用レセプト対応可能範囲（保険種別）

保険種別	併用レセ対応可能範囲
国民健康保険	受給者が70歳未満で総点数月7,000点未満、 未就学児は、10,500点未満
社会保険	受給者の年齢や医療費の金額にかかわらず併用レセプト可（特定疾病療養受療証や自立支援医療等の公費を併用する場合含む。）

3. 併用レセプト対応不可例（保険種別）

- （1）受給者が70歳未満で総点数月7,000（未就学児は、10,500）点以上の場合、もしくは、特定疾病療養受療証や自立支援医療等の他公費を併用する場合（国民健康保険のみ）
（レセプトの公費負担者番号①に「80」「81」「83」以外の公費番号が記載される場合）
- （2）後期高齢者医療保険を使用する場合
- （3）熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合（国保・社保共通）

4. 対応していただきたい内容

- （1）公費負担者番号を使用し、保険請求と併せて審査支払機関に請求できる。
- （2）R6.11月診療分までは、紙請求。R6.12月診療分から併用レセプトによる請求ができる。
- （3）端数処理が発生した場合、診療点数×3（未就学児は×2）の額の1/3を小数点以下切り上げて1円単位まで記入できる。
- （4）熊本市「こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者（児）医療費」の併用は、不可。
- （5）社会保険は上限金額無。また特定疾病療養受療証や自立支援医療等の公費は併用可。
- （6）国民健康保険は、特定疾病療養受療証や自立支援医療等の公費は併用不可。
- （7）院内処方でない場合は、処方箋に公費負担者番号、公費負担の受給者番号を出力させ、処方箋に記載できる（任意）。

5. その他

本仕様に基づくプログラム変更作業に係る一切の責任、費用負担を熊本市は負わないものとします。

9 Q&A

問1 レセプトコンピュータの改修にかかる費用の補助などがあるか？

答1 大変申し訳ありませんが、費用の補助等はありません。メンテナンスの保守範囲等で行ってください。また、現行の紙請求については、移行期間中（しばらくの間）は受付いたします。

問2 こども医療費受給者証に貼付するため、公費番号を印字したシールが市民に配布されるとのことだが、シールを貼付していない市民への対応は？

答2 公費負担者番号は制度ごとに同一の番号を使用します。番号は本マニュアル P5 に掲載しておりますので、シールを貼付していない場合も、併用レセプト使用可能な条件であれば、併用レセプト方式で請求をお願いします。

問3 レセプトコンピュータの改修がすぐには対応不可。紙のままで請求は可能か？

答3 移行期間（しばらくの間）は紙請求可能。これまでどおり「こども医療費請求書」「ひとり親家庭等医療費請求書」をこども支援課へ送付してください。なお、可能な限り併用レセプト方式での請求にご協力ください。

問4 問3につづき、紙で請求する際、これまでと変更点はあるか？

答4 現行と変更点はありません。よって、併用レセプトで請求する場合、次の2点は現物給付可能ですが、紙請求の場合は現物給付できません。(現行どおり償還払いとなります)

- ①社会保険で 21,000 円以上の場合
- ②社会保険で他の公費制度との併用

問5 誤って国民健康保険で 21,000 円以上の請求を併用レセプトで行ってしまった。どうなる？

答5 レセプトが返戻されます。受診者から保険診療の一部負担金（総医療費の2割または3割）を領収のうえ、市の窓口で償還申請になる旨ご説明ください。

問6 こども医療費およびひとり親家庭等医療費は R6 年 12 月診療から併用レセプトによる請求になるとのことだが、R7 年 1 月請求分からということか？また、以前診療分については紙請求とのことだが、R6 年 11 月以前診療分の請求漏れがあった場合、しばらくの間、併用レセプトと紙請求が共存するということか？

答6 お見込みのとおりです。

問7 ひとり親家庭等医療の資格者証については、年度更新のため、R6 年 9 月下旬に、①R6 年 10 月～R7 年 9 月の有効期限の証書（9 桁の受給者番号）が交付される。併用レセプト開始に伴い、R6 年 11 月に、公費負担者番号が印字された②R6 年 12 月～R7 年 9 月までの有効期限の証書（7 桁の受給者番号）が交付される。R6 年 12 月に①の証書（公費負担者番号が印字されていない証書）を受診者が掲示した場合、併用レセプトでの請求は可能か？

答7 不可。ひとり親医療の資格者証については、併用レセプト開始に伴い、受給者番号を 9 桁から 7 桁に新規附番しているため、①の証書（9 桁の受給者番号）では併用レセプト請求はできません。①の証書を掲示した場合、受診者は市の窓口で償還申請が必要となります。

問8 未来院請求の場合、熊本市への請求はどのようにすれば良いか？

答8 保険対象の場合、実際の窓口徴収がなくても、患者負担額（公費）欄に、こども医療（又はひとり親家庭等医療）を適用した患者負担額※を記載すれば請求できます。

※医療費助成（こども医療及びひとり親家庭等医療費）適用後の「患者負担額（公費）」は助成対象外となります。

（例）こども医療の歯科 患者負担額（公費）が 700 円の場合 ※小学生とする。

公費分 点数	請求	2,000 点	合 計	2,000 点
	決定	点		点
患者負担額 （公費）		700 円	決 定	点
高額療養費			一部負担 金額	

実際の窓口徴収がなくても、記載して請求してください。
※患者負担額が 0 円、1,200 円の場合も同様です。

（例）ひとり親家庭等医療の歯科 患者負担額（公費）が 2,000 円の場合

公費分 点数	請求	2,000 点	合 計	2,000 点
	決定	点		点
患者負担額 （公費）		2,000 円	決 定	点
高額療養費			一部負担 金額	

実際の窓口徴収がなくても、記載して請求してください。
※ひとり親家庭等医療費は一部負担金額が「0 円」のケースはありませんので、記載誤りがないようにお願いします。

問9 併用レセプト開始後、審査支払機関から医療機関へ医療費の支払いがあると思うが、請求した金額と振込額が違う場合、どのような事が考えられるか？

答9 レセプトが返戻された等の要因が考えられます。詳しくは審査支払機関へお問合せください。（問い合わせは下部参照）

10 関係機関連絡先

■レセプトに関すること

【国民健康保険分】

熊本県国民健康保険団体連合会

(〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号)

審査一課(医科分) TEL: 096-365-1383

審査二課(歯科調剤分) TEL: 096-365-1491

【社会保険分】

社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センター熊本分室

(〒860-8533 熊本市中央区本荘町667-1)

TEL: 096-364-0105 FAX: 096-364-9685

■熊本市子ども医療費、ひとり親家庭等医療費助成に関すること

(〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号)

熊本市子ども支援課子ども医療班

TEL: 096-328-2158 FAX: 096-328-3232